

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市森林組合森林施業受託事業資金利子補給金
補助の区分	利子補給金
補助の概要	新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱(昭和55年5月31日付け林第676号新潟県農林水産部長通達)の規定による資金を借り受ける森林組合に対し、当該受託事業資金に係る利子補給金を交付する。
補助事業者	市内の森林組合
補助対象経費	造林事業費、保育事業費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業ごとに設定する
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	年0.9%
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱に基づくため
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	随時
補助終期	失効規定なし
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱に準拠するため。
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 森林組合に直接周知
事業担当 (担当部署) (電話番号)	農林水産振興課 林業・水産振興課係
	0259-63-3761